



塚本 逸彦 議員
(政清会)



公共施設への太陽光発電設備の導入に向けて、適切な運用について伺う。

- (1)太陽光パネルの設置に関する町民への説明状況は。
- (2)PPA事業(※1)として進められているが、事業者の説明責任はどのように確保されているか。
- (3)太陽光パネルの設置に伴う景観への影響に対する対応策はどのように考えているか。
- (4)更新や廃棄の方法、費用負担を含めた長期的な計画を策定する考えは。

町長

(1)令和6年9月に忠類地域の設置計画について、11月に地区別町内連絡会議で全体計画について説明を行った。今後事業を実施する際は、必要に応じ住民に説明を行っていききたい。

PPAは、町が事業可能性等を判断し、その実施を事業者に行ってもらえるものであることから、PPA事業者が直接町民等への説明

問

太陽光発電設備の導入に向けて適切な運用を

答

町が計画段階において責任をもって取り組んでいく

を行うことはないが、町が計画段階で責任をもって周辺環境に配慮した設置となるよう取り組んでいきたい。

- (3)現在計画中の太陽光発電設備の設置は、次の3パターンを検討している。①屋根上に設置する場合は、建物への影響や反射光を調査し、必要に応じて防眩性の高いパネルの設置を検討。②駐車場施設に設置にする場合は、周辺に対する反射光を考慮して防眩性の高いパネルの設置を検討。③土地に直接設置する「野立て」の場合は、周辺環境に配慮した高さや防眩パネルを使用し、柵のデザインや色彩にも景観に配慮した設置を検討。
- (4)太陽光パネルの設置は、単年度の財政負担が大きくなるらないよう、主にPPA事業の導入により20年間の設備利用とする計画としており、利用後の設備の廃棄についてはPPA事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づく産業廃棄物として、適切に処分するものと考えている。

(※1)PPAとは
電気購入契約の意味をもち、太陽光発電設備の設置およびメンテナンスを事業者が行い、発電された電気を購入する契約を結ぶ手法

問 太陽光発電設備に関する自治体独自の条例制定を

答 事前に事業内容などが把握できるため、条例の制定は考えていない



問 太陽光パネルの適切な設置、運営管理を規制する条例を制定する考えは。

町長

本町は令和6年2月に「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定し、国の地域脱炭素化促進事業制度に基づいて再エネ導入区域を設定したゾーニングマップを作成した。このマップはエリアを「保全エリア」、「調整エリア」、「事業可能性エリア」、「促進エリア」の4つに区分し、再エネ導入の適地誘導を図るものである。国の法改正

により、事業者は事前に設備設置周辺地域住民への説明会の開催がF I T 認定の条件とされたことから、市町村に対して事業内容や説明会対象住民の範囲などを相談することとなっている。このことから、事前相談があった事業予定地が、本町で設定したゾーニング区分のどのエリアに該当するかを確認し、当該エリアの内容を説明するとともに、説明会の開催範囲を定め、事業者にも文書で回答する手法で再エネ事業を実施していることから、事前に事業内容などが把握でき、事業者と相談がなされる仕組みとなっているため、現段階では条例の制定については考えていない。

再質問

相談に来て頂いてからではなく予め条例を作ることで町としての設置要件を具体的に明示できるのではないかと。

答

条例を制定して町の姿勢を示すことは大切なことではあるが、実際に条例を制定することで、罰則や禁止効果といった抑止力があるかという点、そうではない。業者との対話で解決し、現状のままで十分対応できると考えている。